

令和 3 年 5 月 1 9 日

姫路市住宅用充放電設備導入促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅用充放電設備を設置し、又は住宅用充放電設備が設置された住宅を購入する者に対し、その経費の一部を補助することにより、住宅用充放電設備の導入を促進し、もって地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用充放電設備 住宅に設置し電気自動車等から電力の取り出し及び電気自動車等に充電する装置
- (2) 電気自動車等 次のいずれかに該当する検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）
 - ア 搭載された電池又は燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とするもの
 - イ 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部から充電することができるもの

(補助対象者等)

第3条 市長は、予算の範囲内において、次の各号のいずれにも該当する者（法人を除く。）に対して姫路市住宅用充放電設備導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

- (1) 補助金の交付を申請しようとする年度の3月31日（その日が姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い市の休日でない日。）までに自ら居住する市内の住宅に次項に定める住宅用充放電設備を設置し、又は次項に定める住宅用充放電設備が設置された市内の住宅（以下「建売住宅」という。）を購入し居住しようとする者

(2) 市税に滞納がない者

(3) 姫路市暴力団排除条例（平成 24 年姫路市条例第 49 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でない者

2 補助金の交付の対象となる住宅用充放電設備（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 経済産業大臣が一般社団法人次世代自動車振興センターを補助事業者として間接補助するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金（以下「国補助金」という。）に係るクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金業務実施細則（V2H 充放電設備・外部給電器）（以下「センター実施細則」という。）別表 1 に掲げられているものであること。

(2) 未使用品であること。

（補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、次条の規定による補助金の交付申請時点におけるセンター実施細則別表 1 に掲げられている補助対象設備の型式ごとの国補助金の補助金交付上限額に 5 分の 1 を乗じて得た金額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、10 万円を上限とする。

（補助金交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期間内に、補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の型式が分かる書類及び配置場所の平面図
- (2) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し
- (3) 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された書類の写し
- (4) 申請者の市税滞納無証明書
- (5) 補助対象設備を設置する予定の場所の現況を示す写真
- (6) 誓約書（様式第 1 号の 2）

(7) 市内に住所を有することを証する書類（免許証等）

(8) その他市長が必要と認める書類

（交付申請の受付期間）

第6条 前条の規定による申請は、市長が別に定める期間内に行わなければならない

2 前項の期間内であっても、申請のあった額の総額が予算の限度額に達したときは、受付を終了する。

（決定及び通知書類）

第7条 市長は、第5条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対しては、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれその旨を通知する。

3 補助事業者は、前項の補助金交付決定通知書を受領した後、自ら居住する市内の住宅に補助対象設備を設置するものについては工事を着工し、建売住宅を購入し居住するものについては補助対象設備の引渡しを受けるものとする。

（計画変更の承認）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容を変更しようとするときは、計画変更承認申請書（様式第4号）に計画変更の内容を確認することができる書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の計画変更承認申請書の提出があった場合は、補助金の交付の決定を変更し、又は取り消すことができる。この場合において、補助金交付決定金額は増額しないものとする。

3 市長は、第1項の規定による変更を承認したときは、計画変更承認通知書（様式第5号）により、その旨を通知する。

（中止の承認）

第9条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助対象設備の設置又は建売住宅の購入（以下「補助事業」という。）を中止しようとするときは、速やかに中止承認

申請書（様式第 6 号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第 10 条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた年度の 3 月 31 日（その日が市の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い市の休日でない日。）までに、実績報告書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書及び領収書の写し
- (2) 補助対象設備の保証書の写し
- (3) 住民票の写し
- (4) 補助対象設備の設置場所の現況を示す写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、内容が適正であるか確認するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第 11 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定による実績報告を行った後速やかに、補助金交付請求書（様式第 8 号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求がなされたときは、その内容を審査し、適正であることを確認の上、補助事業者に補助金を支払うものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第 12 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を交付目的以外の用途に使用した場合
- (3) 市長の行う調査及び指導に対して怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) その他この要綱の規定に違反したと認められる場合

（事業完了後の監査）

第 13 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して補助事業の実施

の適否及びその成果に関し監査できるものとする。

(取得財産等の管理及び処分)

第14条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間は、補助対象設備を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、補助事業者は、補助対象設備が損傷し、又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 補助事業者は、前項の期間中、市長の承認を受けないで補助対象設備を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するなどの行為（以下「処分等」という。）をしてはならない。

3 補助事業者は、前項の市長の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産の処分等に関する承認申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査してその適否を決定し、その結果を取得財産の処分等に関する承認通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、次の各号に該当する場合において既に補助金が支払われているときは、補助金の全部又は一部について期間を定め返還を命じることができる。

(1) 第12条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合

(2) 前条第2項の規定に反して処分等をした場合

(関係書類の保管)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る関係書類を事業完了の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(協力)

第17条 市長は、補助事業者に対して、必要に応じて住宅用充放電設備に関するデータの提供等の協力を求めることができるものとする。

(細目)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に

市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和３年５月１９日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年１月１０日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年５月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年７月２２日から施行する。

附 則

(施行期日)

１ この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

(経過措置)

２ この要綱による改正後の姫路市住宅用充放電設備導入促進事業補助金交付要綱の規定は、令和７年４月１日以後に行う交付の申請に係る補助金について適用し、同日前に行う交付の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

１ この要綱は、令和７年８月６日から施行する。

(経過措置)

２ この要綱による改正後の姫路市住宅用充放電設備導入促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

１ この要綱は、令和８年８月２５日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の姫路市住宅用充電設備導入促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

様式第1号（第5条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 姫路市長

申請者

住所

フリガナ

氏名

電話番号

緊急連絡先

姫路市住宅用充放電設備導入促進事業補助金の交付を受けたいので、姫路市住宅用充放電設備導入促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

補助対象事業の内容	設置場所 姫路市		
	設置住宅の所有者名		
	補助金の申請金額（千円未満切捨て）		
	, 0 0 0 円		
充放電設備の内容			
メーカー名		型式	台数
			台
工事着工予定日		年	月
工事完了（引渡し）予定日		年	月

※ 補助金の交付決定前に住宅用充放電設備の設置工事に着工しないこと。

添付書類

- (1) 補助対象設備の型式が分かる書類及び配置場所の平面図
- (2) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し
- (3) 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された書類の写し
- (4) 申請者の市税滞納無証明書
- (5) 補助対象設備を設置する予定の場所の現況を示す写真
- (6) 誓約書（様式第1号の2）
- (7) 市内に住所を有することを証す書類（免許証等）
- (8) その他市長が必要と認める書類

誓 約 書

（姫路市住宅用充放電設備導入促進事業補助金）

私は、姫路市住宅用充放電設備導入促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条に定める補助金の交付を申請するに当たり、下記1から5までの内容について誓約します。

なお、下記4に関して姫路市長が必要と認めた場合は、この誓約書の写しを所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、姫路市長が警察署長に意見照会すること及び警察署長から得た情報を姫路市の他の事務又は事業において暴力団を利することとならないように利用することについて同意します。

記

1. 要綱第14条の規定を遵守し、取得財産について善良に管理、運用を図ります。
2. 申請内容に虚偽等が判明した場合は、要綱第16条の規定に定める補助金の返還に応じることに同意します。
3. 姫路市から要綱第13条に基づく監査の要請があった場合は、これに応じます。
4. 姫路市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。
5. その他要綱に記載する事項について遵守します。

以上

年 月 日

（宛先） 姫路市長

（誓約者（申請者））住所

氏名

【記入上の注意】※氏名は、自署してください。

様式第2号（第7条関係）

補助金交付決定通知書

姬路市指令環充第 号
年 月 日

様

姫路市長

年 月 日付で申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、姫路市住宅用充放電設備導入促進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

補助金の交付決定金額		円
設置場所		
工事完了予定日		
充放電設備	メーカー名	
	型式	

交付条件

- 1 姫路市住宅用充放電設備導入促進事業補助金交付要綱を遵守すること。
- 2 設備の設置工事完了後に実績報告書に必要書類を添付して、補助金の交付決定を受けた年度の3月31日（その日が市の休日にあたる場合にあっては、その日前においてその日に最も近い市の休日ではない日）までに提出すること。
- 3 設置する充放電設備の変更など補助金交付申請書に記載した補助対象事業の内容に変更が生じる場合は、当該設備の着工前に計画変更承認申請書（様式第4号）を提出し、その承認を受けた後に着工すること。

様式第3号（第7条関係）

補助金不交付決定通知書

姫路市指令環充第 号
年 月 日

様

姫路市長

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記の理由により
交付しないことに決定したので、姫路市住宅用充放電設備導入促進事業補助金交付要
綱第7条第2項の規定により通知します。

記

不交付の理由

様式第4号（第8条関係）

計画変更承認申請書

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請者 〒 _____

住所 _____

フリガナ _____

氏名 _____

電話番号 _____

緊急連絡先 _____

年 月 日付け姫路市指令環充第 号により補助金の交付決定を受けた住宅用充放電設備導入促進事業について、交付申請内容の変更を行いたいので姫路市住宅用充放電設備導入促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

補助対象事業の内容	設置場所 姫路市							
	設置住宅の所有者名							
	補助金の申請金額（千円未満切捨て）							
			, 0 0 0 円					
	充放電設備の内容							
	<table><tr><td>メーカー名</td><td>型式</td><td>台数</td></tr><tr><td></td><td></td><td>台</td></tr></table>	メーカー名	型式	台数			台	
メーカー名	型式	台数						
		台						
	工事着工予定日		年 月 日					
	工事完了（引渡し）予定日		年 月 日					
備考								

様式第5号（第8条関係）

計 画 変 更 承 認 通 知 書

姬路市指令環充第 号
年 月 日

様

姫路市長

年 月 日付けで申請のあった計画変更については、下記のとおり承認したので、姫路市住宅用充放電設備導入促進事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

補助金の交付決定金額		円
設置場所		
工事完了予定日		
充放電設備	メーカー名	
	型式	

交付条件

- 1 姫路市住宅用充放電設備導入促進事業補助金交付要綱を遵守すること。
- 2 充放電設備の設置工事完了後に実績報告書に必要書類を添付して、補助金の交付決定を受けた年度の3月31日までに提出すること。

様式第6号（第9条関係）

中止承認申請書

年 月 日

(宛先) 姫路市長

申請者

住所

フリガナ

氏名

電話番号

年 月 日付け姫路市指令環充第 号により補助金の交付決定を受けた住宅用充放電設備導入促進事業について、補助対象事業を中止したいので姫路市住宅用充放電設備導入促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

中止の理由	
-------	--

様式第7号（第10条関係）

実績報告書

年 月 日

(宛先) 姫路市長

報告者 下 一

住所 姫路市

フリガナ

氏名 _____

電話番号

緊急連絡先

年 月 日付け姫路市指令環充第 号により補助金の交付決定
(計画変更承認)を受けた住宅用充放電設備導入促進事業について、補助対象事業を完了したので姫路市住宅用充放電設備導入促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり実績報告します。

補助 対象 事業 の 内 容	設置場所 姫路市								
	設置住宅の所有者名								
	補助金の申請金額（千円未満切捨て）								
				， 0 0 0 円					
	充放電設備の内容								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>メーカー名</th> <th>型式</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		メーカー名	型式	台数				台
メーカー名	型式	台数							
工 事 着 工 日				年 月 日					
工 事 完 了 日				年 月 日					

添付書類

- (1) 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書及び領収書の写し
- (2) 補助対象設備の保証書の写し
- (3) 住民票の写し
- (4) 補助対象設備の設置場所の現況を示す写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第11条関係）

補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 姫路市長

請求者 〒 一

住所 姫路市

フリガナ

氏名

電話番号

緊急連絡先

年 月 日付け姫路市指令環充第 号により交付決定（計画変更承認）通知のあった姫路市住宅用充放電設備導入促進事業補助金について、姫路市住宅用充放電設備導入促進事業補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により補助金の交付を請求します。

補助金交付請求額	, 0 0 0 円
----------	-----------

様式第 9 号（第 1 4 条関係）

取得財産の処分等に関する承認申請書

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請者	〒 ー
住所	
フリガナ	
氏名	
電話番号	

姫路市住宅用充放電設備導入促進事業補助金に係る補助対象事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、姫路市住宅用充放電設備導入促進事業補助金交付要綱第 1 4 条第 3 項の規定により、申請します。

記

- 1 処分しようとする財産の明細

- 2 補助金の交付を受けた年度

- 3 処分の内容

- 4 処分しようとする理由

- 5 その他必要な書類

様式第10号 (第14条関係)

取得財産の処分等に関する承認通知書

姬路市指令環充第 号
年 月 日

様

姫路市長

年 月 日付で申請のあった取得財産の処分等に関する承認申請については、下記のとおり承認したので、姫路市住宅用充放電設備導入促進事業補助金交付要綱第14条第4項の規定により通知します。

記

処分しようとする財産の明細	メーカー名	
	型式	
補助金の交付を受けた年度		
処分の内容		